

令和5年度食材王国みやぎ販売会開催業務 仕様書

1 委託業務の名称

令和5年度食材王国みやぎ販売会開催業務

2 契約期間

契約締結の日から令和6年1月31日まで

3 業務の目的

消費者の宮城県産食材に対する理解の向上や消費促進、県内食産業関連事業者と消費者の交流の機会を設け相互理解と信頼関係の構築、食を通じた各地域の魅力向上、県内観光の促進を図り、地産地消を推進するもの。

4 業務の内容

県内の主要交通拠点であり、交流人口の多い仙台駅周辺において、県内食産業関連事業者が対面販売できる販売会を実施すること。

なお、販売会の企画・運営に係るすべての事務は受注者が行うこと。業務の内容は次のとおり。

(1) 販売会の概要

項目	内容
コンセプト	交流人口の多い仙台駅周辺において、出張や観光客には「買って帰りたい、広めたい、行ってみたい」、県民の方には「新しい地元食材と出会えた、地元の魅力を再発見した」と感じていただけるよう、「食材王国みやぎ」の魅力を発信し、消費者の感動や共感を創出する。
販売会名称及びキャッチフレーズ	コンセプトを踏まえ、「販売会名称」及び「キャッチフレーズ」を提案すること。
開催日程	令和5年11月10日（金）～12日（日）＜3日間＞ 販売時間は、各日午前10時から午後7時まで（最終日は午後6時まで）
実施場所	アエル2階アトリウム（宮城県仙台市青葉区中央1-3-1） ※上記日程で予約済み
出展者	県内の食産業関連事業者及び団体等 8団体程度 (出展者の募集及び出店決定は、発注者が実施する。)
販売商品	宮城県産品（農林水産物、加工食品、酒等）

(2) 販売ブースの運営、装飾及び設置

イ 販売ブースの運営

(イ) 出展者等と必要な調整を行い、円滑なイベント運営を実施すること。

(ロ) 発注者や出展者との連絡調整、販売ブースの運営・総括を行うためのスタッフを配置すること。

(ハ) セレクトショップブースにおいて、宮城県産品の販売を行うためのスタッフを配置すること。

ロ 販売ブース装飾及び設置

- (イ) イベントのコンセプトを踏まえ、宮城県の食や各地域の魅力をアピールする装飾デザイン及びレイアウトとすること。
- (ロ) 冷蔵・冷凍ケース（外形寸法 W1,800×D900×H1,180 を目安とする）は5台分までとし、販売される宮城県産品に応じた冷蔵・冷凍ケースを設置すること。

(3) 夜間早朝警備

実施場所に確認の上、販売時間外における販売会場の警備を手配すること。

なお、警備時間（予定）は次のとおり。

令和5年11月10日（金）午後7時から午前0時まで

令和5年11月11日（土）午前6時から午前10時まで、午後7時から午前0時まで

令和5年11月12日（日）午前6時から午前10時まで

(4) 広報

- (イ) 販売会への誘客を図る広報を実施すること。媒体及び時期は提案すること。
- (ロ) 販売会来場者に対し、販売会出展者等を紹介する広報を実施すること。

(5) 出展者等との調整

出展者等と出展に必要な調整を行うこと。

なお、出展者の募集及び出展決定は、発注者が実施する。

(6) スタッフの配置

発注者や出展者との事前・事後も含めた連絡調整、販売ブースの運営・統括を行うためのスタッフを配置すること。

(7) 出展者アンケート

販売会の出展者に対して、参加した感想等のアンケートを実施し、取りまとめを行うこと。

(8) 成果物

イ 成果物の提出について

この業務の成果物として、業務実施結果報告書（任意様式、販売会の買上客数及び集客状況、売上金額、販売会アンケート結果を含む。）を作成し、業務完了報告書に添付して提出すること。

ロ 成果物の利用について

この業務で撮影した画像データ及び制作したデザインデータ等の制作物の著作権は発注者に帰属するものとし、発注者は、この業務の成果物を自ら使用するために必要な範囲において、随時利用できるものとする。

ハ 成果物の権利等について

- (イ) 制作物は、他者の所有権や著作権を侵すものでないこと。
- (ロ) 人物を採用する場合は、肖像権の侵害が生じないようにすること。

(ハ) 制作物について、発注者に対し受注者は著作権者人格権の行使を行わないものとする。

(9) その他

イ 受注者は、この業務着手前に発注者と十分な打合せを行い、業務内容及び方法について確認を行うこと。

ロ この業務の実施に当たり、装飾デザイン、アンケート項目等の決定は、発注者と事前に協議すること。

ハ 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度発注者と協議し、合意の上、実施すること。